

## 第 1 回県境不法投棄廃棄物の処理に関する住民説明会

日 時：平成 1 6 年 7 月 3 0 日（金）

午後 6 時 0 0 分～

場 所：西部市民センター和風学習室

司 会： それでは、6 時になりましたので、ただ今から県境不法投棄事案に係る一次撤去につきまして、青森市西部地区の皆様への説明会を始めさせていただきます。

まず特別対策局県境再生対策室、三浦室長からご挨拶を申し上げます。

三浦室長： どうも皆様、お暑うございます。高い所から大変失礼いたします。

この週末のお忙しいなか、6 時からという時間、お集まりいただきまして本当に有難うございます。今、紹介いただきましたように、この田子町、県境の不法投棄事案を担当しております、県境再生対策室長の三浦と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

説明に先立ちまして、若干ご挨拶をさせていただきたいと思えます。

平成 1 1 年、今から遡ること約 5 年くらい前ですが、1 1 月に本県の田子町と岩手県の二戸市に跨る青森・岩手県境におきまして、いわゆる日本最大級の産業廃棄物の不法投棄が行われていたことが発覚したところであります。

やはり県として、様々な調査を実施して、その不法投棄の状況を確認するとともに、県の代執行事業として県境の回復対策の事業を進めているところであります。廃棄物を撤去する前に、色々な工事が必要になるわけですが、今まで実施してきました工事の内容を申し上げますと、不法投棄現場におきます表面遮水とか、仮設浄化プラントの設置や運転を行ってきております。そのほか、色んな諸般の工事を行っておりますが、現在、洗車場とかあるいは取り付け道路などの工事を、今月一杯で完成する運びになっておりまして、その後、遮水壁という壁の設置工事を行うことになっております。

いよいよこれからは、第一次として不法投棄されました廃棄物の搬出と、処理に向けた施設内での準備が整ってきたということでもあります。

県では、このような汚染拡散防止のための工事を進めるとともに、それと並行して、安全で速やかに不法投棄現場の原状回復を進めるために、本年度より廃棄物の撤去作業に着手するという事で準備を進めております。

撤去に係る今年度の中間処理につきましては、去る 7 月 1 3 日、この新城西部地区にあります「青森 R E R 株式会社」が、中間施設の受け入れ先となる事が決定しまして、先般、契約を締結したところであります。

中間処理施設は、この県境の廃棄物を処理できる能力、あるいは色々な許可の要件

などを持っている所は、現在はR E Rさんだけであります、県内では。現時点で1カ所しかないということで、それゆえに、田子町という県境の青森からは離れているわけですが、その廃棄物であっても、こちらまで運搬をせざるを得ないという状況にあります。

何故、県境の廃棄物がここまで、青森まで搬送されるかということについて、新城地区の皆さん、非常に意外に思っておられたかと思いますが、そういう施設がここにしかないということで、ご理解いただければと思います。

しかしながら、この先、今年末から来年以降にかけて、八戸市の方にも色々な許可を取得する、あるいは施設を改造するという、そういう所、協力する所も出てくる予定になるかと思いますが、そうなりますと、また、八戸市の方にもそういう運送ルートを設定することも出来るかと思いますが、現時点では、青森ルートしかないということで、ご理解をまずいただければと思います。

来月から実際の使用に先立ちまして、色々な行程があるわけですが、例えば積み込みとか、運送とか、処理とか、そういう課題の色々なあるなしを確認することを目的としまして、大変小規模ではありますが、試行を行ってみたいと思っております。そういうことを現在計画しております。8月に入ってからということで考えております。

勿論、不法投棄現場から撤去する産業廃棄物は、その色々な性状におきまして、廃棄物処理法に定められた、必要な許可を有する中間処理施設において、法律に基づく色々な基準がありますが、これに従って、適正にかつ安全に処理することとしております。

従いまして、県境不法投棄現場の産業廃棄物を処理することにより、受け入れ先となる中間処理施設周辺の環境に影響を及ぼすことはないし、あってはならないことでありますので、県としましても、この中間処理施設の所在する地域にお住まいの皆様のご理解とご協力をいただきながら、今後、円滑かつ安全に事業を進めていきたいと考えております。

本日は、今年度における中間処理につきまして、纒々ご説明させていただくこととしております。詳細につきましては、担当よりこれから説明をいたしますが、どうぞ本日の説明内容、その他につきまして、皆様方から忌憚のないご意見やご質問を賜りますよう、それをまた私共は受け賜りまして、これからの作業の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

司 会： それでは、説明に先立ちまして、当室からの出席者を紹介させていただきます。

鎌田対策監です。山田副参事です。近藤副参事です。楠美主事です。

本日司会をさせていただきます、報道監の九戸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

また本日は、青森市から福井環境政策課長さん。工藤主幹。青森R E R株式会社が

ら、長工場長さんにもご出席いただいております。

それでは、始めさせていただきます。

県境不法投棄事案に係る一次撤去における今年度の中間処理について、山田副参事からご説明を申し上げます。

山田副参事： 山田です。説明の方、座って説明させていただきます。失礼します。

資料は、綴じたもの1部、それから1枚紙の場外運搬ルート、この2種類が渡っていると思います。

まず綴じた方の資料に添ってご説明いたします。

1枚目に、現場の位置ということで文章に書いてあります。現場は、県南、岩手県との県境です。この現場ですが、全体で27ha、岩手県側を合わせまして27haの広さがあります。本県側が11ha、廃棄物の量としましては、青森県側が推定ですが67万、岩手県側は約20万ということですが、

資料の2枚目の裏に地図が入っております。ここのピンク色のAというのがありますが、その所にAとか、B、C、D、E、Fとありますが、この地区は青森県側の廃棄物が埋っている場所です。その右側の方の白い部分ですが、そこが岩手県側になっております。ここの場所は高原地帯と申しますか、大体標高で450mくらいの場所です。岩手県側が高くなっていて、青森県側が谷の地形になっています。

現場は、青森県側は谷にゴミを埋めて、それに覆土してゴミを隠す。更にゴミを埋めて覆土して、ゴミを被せるという形で、谷が順々埋められて、現在は谷地形ではなくなっていたという状況です。そういう意味で、谷を廃棄物の処分処分場として使っているという形です。

岩手県側の方は、山の頂上ですので、一部穴を掘って、そこに廃棄物を埋めているという状況です。

それではまた1ページに戻っていただきます。

現場の廃棄物の状況ですが、どういう廃棄物が埋っているかと言いますと、一つはRDF様物と言っていますが、このRDFというのは、ゴミを固形化した燃料、ゴミ固形化燃料と言っていますが、プラスチックとか紙とか木屑とか、そういう燃える物を、燃焼系の廃棄物を固形化して燃料化するというのが、RDF様物、ここは“様物”と書いてあります。RDFのような物。というのは、これは完全なゴミ固形化燃料ではなく、中にガラス屑が入ったり、金属屑が入ったりして、とても燃料として使えないというようなものです。

それから堆肥様物。これも堆肥“様物”と言っていますが、ここの業者、三栄化学といいますが、元々は木屑とか汚泥、そういうものを混ぜて堆肥を作るという事業として届け出していたのですが、それがいつの間にか、木屑とか汚泥のほかに、堆肥とはならないような物。例えば、医療系の廃棄物ですね。これは後で説明しますが、混

在率としては少ないのですが、注射針とか、そういうものが入っていたりしています。

そういう意味で、肥料としては使えないもの、こういうものを堆肥様物と言っていますが、そういうものです。

それから汚泥。汚泥というのは、下水道から出る、処理した汚泥とか、工場とかの排水の汚泥。そういうものです。それから焼却灰。

大体、こういうものが主体として埋っております。

一番大きな問題になっているのは、こういうゴミに、揮発性の有機塩素化合物、これを混ぜているということです。揮発性の有機塩素化合物というのは、クリーニング洗浄に使うものです。工場の金属の洗浄などに使っておりますが、そういうものが混じっているということです。

これは揮発性の有機化合物が慢性的に、継続的に呼吸で吸ったりしますと、神経系の障害などが出てきます。皮膚障害が慢性的に吸っていますと、そういう障害がおきます。

全体的に、先ほども言いましたが、医療系廃棄物、注射針とか紙おむつとか、そういうものが混じっております。混在率としては、サンプル的に調査しましたが、1%そこそこですが、そういうものも混じっているということです。

これまで、現場の中、現場周辺で環境モニタリング、水質の調査をしております。やはり現場の方は、有機塩素化合物、これによって汚染されております。汚染の度合いとしてどれ位かといいますと、排水基準というものがありますが、その排水基準と比べまして、大体、季節とか調査した日の天候によって違うのですが、まず2倍から10倍くらいの汚れとなっております。

それから、現場周辺、この現場の周辺は、放牧地であったり、畑であったり、それから下の方にいきますと、熊原川という、最後は八戸の馬淵川に流れ込みますが、そういう川があります。そういうことで、その周辺の水、地下水とか表流水も調査していますが、現在のところは、現場周辺の水とか地下水は汚れていない、環境基準として汚れていないという状況です。

その下に、今言いましたような堆肥様物、焼却灰、RDF様物、汚泥が書いてあります。

先ほどの2枚目の裏に戻っていただきますが、今現在、周辺の環境には汚染が及んでいないということで、これが何時周辺に出るか分からないということですが、今、県が考えているのは、この青森県のエリア、A、B、C、D、E、Fとありますが、このエリアを壁で囲ってしまう。遮水壁と言っていますが、水を出さない壁で囲ってしまう。ボーリングした調査結果で、難透水性、水を通し難い岩盤ということで、底面はその岩盤で水が漏れるのを防ぐという形で、とにかく汚染水を現場に出ないようにするというのを考えております。

その上で、水処理施設を作って、当然、遮水壁を作りますと中に水が溜まりますか

ら、その水がこの下の方、現場の左横が崖になっております。大体、段差60mの崖です。その崖下の方に水を引っ張って行って、その下に水処理施設を作って、水処理をした上で放流するという事を考えております。

そういうものを作った上で、廃棄物を撤去していくと。というのは、そういうものを作らないで廃棄物の撤去作業に入りますと、廃棄物をかき混ぜることになりますので、それによって汚染が広がるということになりますから、まずそういう遮水壁、水処理施設を作った上で、廃棄物の撤去に取りかかるというのが原則です。

ただ、そのピンク色のAの部分がありますが、このAの部分は、下に遮水シートを張っています。遮水シートを張った上で、その上にゴミが浮いていますので、この部分はかき混ぜても水が、汚染水が外に拡散しないということで、このAの部分をも壁などが出来る前でも撤去作業に入りたいと。これは、今年から、16年、17年、18年、3年間で撤去していきたいということです。

住 民： 田子の方の説明をしているんでしょ。ゴミを出す方。私達は受ける方でしょう。田子の方はいいんだ。

そっちの話を聞いていれば、撤去することを決めてしまったような。

時間ももったいない。

これは田子の方だ。新城に持ってきてどうするってよ。

(一斉の発言)

山田副参事： 分かりました。

16年、17年、18年度、こういうゴミを、

住 民： 持って来なくてもいい！こっちには。

山田副参事： 1番に書いてありますが、一番下にありますが、先ほどから言っています、青森RERに運び込んで、一日の受け入れを210トン。これは月曜日から金曜日までの5日間運び入れて、RERさんでは、毎日稼働しますが、1日150トンずつ処理していくという計画で進んでいます。

それから、実際に運び込む時の車両などがありますが、これは、一番最後のページですが、車の写真が載っています。上の方がバキュームカーです。下の方が天蓋車とありますが、こういう形でゴミが拡散したり、漏れない車両で田子から青森まで運んでくるということです。

その前のページです。後ろから4枚目の表ですが、現場から車両が公道に出る際は、現場内で洗車施設を使って、タイヤや車体のゴミを落として、その上で公道に出てく

るということで考えております。

1枚紙に、運搬ルートということで書いてあります。これは、田子の現場から、田子町を通過して国道4号から北上して、国道4号を走ってきて、青森に入って、青森は4号の環状線を走って、最後は7号線バイパスから青森R E Rに入っていくということで計画しております。

大体、資料に基づいての説明、終わらせていただきます。

司 会： 以上でございます。

本日、西部地区の皆様には、初めてのご説明になりますので、多少ゴミの内容等について詳しく説明をさせていただきました。

住 民： もっと早くやらなきゃ駄目なんだ。初めて新城を集めてもさ。

司 会： それでは、初めてご説明させていただきましたので、ご質問、ご意見等、ございましたら挙手をして、お名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。

住 民： 名前は小山内たかしと言います。

まず、基本的に伺いたいのは、1つは県内のゴミであるかどうかです。県の方は、県外のゴミというものを引き取るという基本的な方針を固めているんですか。それを第1点伺いたいと思います。

第2点は、この説明会ですが、私自身、隣りの人から聞いて初めて知りました。どういう具合に徹底して、新城地域の皆さんにこのゴミの問題の説明会を開くということを徹底しましたか。全く、我々は突然聞いたわけです。私も今日、本当は色々用事があったのですが、それが全く突然、隣りの人から聞いて、何としても出ないと駄目だと思って来たのです。

それから3番目です。説明というけども、何か一方的にやることを前提とした説明みたいな感じを受けるのですが、我々は、説明を受けてからどうするかというのは、住民が決めることなのです。それを全く無視して、住民全体が反対すればどうするんですか。そしてそういう返答の余地はあるのですか。その3点をまず最初に伺いたいと思います。

山田副参事： まず、ゴミの話、県内のゴミか県外のゴミかという話ですが、あそこのゴミは、実際、殆ど県外、首都圏から入ってきているゴミです。これは、県外のものが入ってきたということですが、実際それを片づけるというのは県の仕事です。県の仕事として、ある意味では県のゴミといえますか、県が排出事業者として片づけるということです。

説明会の開き方、確かに徹底していない面はあったかと思えます。そういう意味で、具体的には、各西部地区の連合会の会長さん宛てに、回覧なり周知をしていただけないかということで、こういう形でこういうチラシをお示しして、回覧なりをしていただきたいということ。あとはマスコミを通じましてお願いしておりました。それ以外にもっと適正な方法があれば良かったのですが、多少慌てた面もありまして、そういう方法でやっていました。

住 民： 嘘つくなよ。我々が言って初めてやったんじゃないか。

最後の質問で、殆ど住民が反対していればどうなのですか。やるのですか。反対してもやるというのであれば、全く民主主義はないということですよ。

山田副参事： これは、皆さんに理解を得られるように、説明していきたいと思っております。

これから色々な情報、データが欲しいということがあると思えます。

住 民： いや、説明で分かることと、分からないこととがあるのです。いくら説明しても、県外のゴミをこの住民のこの地域で納得するかどうかは、住民の問題でしょう。説明をいくらされても、それに対して納得しなければ、住民は反対だということになるんですよ。それを県として認めて、止めるかどうかを聞いているのです。

山田副参事： 確かに、首都圏から入ってきたゴミですが、これをどうしても片づけなければならないという、県の事業として片づけなければならないということです。

住 民： それは、県が不法なものを引き受けたわけでしょう。県自体が悪いことをしたわけじゃないですか。何で住民が引き受けないと駄目なのですか。地域、この新城の住民が、県が不法に投棄したものを許すのですか。私は、本当に納得しないのは、県や何かの環境行政は、どんどん不法なことをやっても、それを皆許してしまうことなのです。あちこち、新城の周りを見てくださいよ。木を切り倒してハゲ山にしても、黙って見てるじゃないですか。復元しましたか。どういう指導をしましたか。このことを引き受ければ、この地域は次々に不法の物を引き受けることになるんですよ。どうして住民がそういうことを納得するのですか。不法な物でしょう。それを何で新城の地域の人達が引き受けなければならないのかということを引きちゃんと説明してください、と言っているんです。

三浦室長： この県境のゴミの問題、県外から搬出されたものが殆どだということで、それが全て不法投棄ということで、今、投棄した側、会社ですね。一生懸命これを別の作業で調べている所です。去年、6社が判りましたので、その6社は措置命令という命令を

かけてゴミを撤去させたということは経過としてあるのです。ただ、全部でいま1万社以上がこの県境に不法投棄したというようなことが現実になっているわけです。それを一つずつ、マニフェストなどを判るものは調べて、判り次第その会社には措置命令をかけて撤去してもらっているわけです。先ほど、私の挨拶の中で申し上げましたように、今、廃棄物の、不法であろうがなかろうが、この現地の廃棄物の性状といえますか、内容、種類からいって、これを処理出来る会社、中間処理施設、これは現時点では青森市のRERさんしかないと。色んな許可要件とか、施設の現状からいきまして。現時点では、青森に搬送するしか道がないということで、今、こういうふうなことを選んだわけです。

ただ、最初に申し上げましたように、今後、八戸地域の方にもこういう同じような処理出来る施設が、今もあるのですが、施設の色んな要件の関係で、法律上出来ないものですから、これから色々改造なり改変なりをしてもらって、あるいは許可をとってもらって、八戸の方にも搬送したいとは考えておりますが、現時点では、ここの青森RERさんしかないので、まずはここへ運ばせていただきたいと。

ただ、あそこにあたっては、距離が長いわけですので、この写真にもあるような、天蓋車というそうですが、いわゆる密封して、道中飛散したり、漏れたりしないように、というようなことで慎重にこれはやっていかなければならないと。何か途中であるようなならば、色々、対策をしていかなければならないと考えておりますが、現時点では、こういう車両で搬送出来れば、ここに書いてありますような、事故がない限りは搬送できる予定と考えて、今、こういう区間を作ったわけでありまして。

住 民： 再度質問します。

県外のを県内で処理をするということは、これは全く、県としてはどんどん推進していくという、そういう姿勢なのですか。基本的にそこはどうなのですか。

三浦室長： これは勿論、推進するということとはとんでもありません。たまたま、県外のものが不法で投棄された。合法的な投棄ではないのです。夜間とか人の監視の目をくぐって、何年かに渡って不法に投棄されたということで、県が進んで推進しているということではありません。

ただ、それを撤去しなければならないわけですし、それではどうするかということで、今、色々、何年も前から考えてきたことであります。

住 民： 私だけ発言しても何ですので、周りの人にも是非発言して欲しいと思います。

住 民： 新城の松山といえます。

今さらこんなことを言ってもしょうがないのですが、これは、当初は県が許可した



はずですよ。そうでしょう。ところがその間に、いわゆる不法投棄をやってますよ、ということが相当回数県の方へ出てきているはずなんです。それを放置した責任、これを一体どう考えているのか、これが一つ。

それから、今、投棄した業者について撤収を求めていますよというお話ですね。ところで、今まで、何社に対して、撤去方を申し入れたのか。そして、それに応じて撤去した社が何社あるのか。それから、全体数量の中で、それが何%になるのか。おそらく%になれば、0.000だと思ふ、私は。今後県として、そういう不法投棄した業者が明らかになり、調べて出来るだけあぶり出しをしますよということを言っていますが、それらに対して撤去を要請する、ところがやりません。撤去がうやむやになってしまうのではないですか。そのへんは県がきちんとした態度を示して、やっていこうとする意思があるのかどうか。取り敢えずそれを聞いて、後からもう少し細かいことを。

三浦室長： 業者の話ですが、さっき申し上げたつもりだったのですが、昨年6社、県外の会社、6社に措置命令というものを、撤去の命令をかけまして、6社がそれぞれ応じました。撤去させたわけです。おっしゃるとおり、量としてはそれぞれの会社が不法投棄、業者としては撤退があったのですが、全体の量からすると67万1千m<sup>3</sup>ですから、その割りに関しては非常に少ない量になっております。

県としましては、この6社では勿論、とてもじゃないけども納得しませんので、今も並行して色んな資料を調べたり、色んなことを業者から集めて、それを今、調べているところです。

ですから、ただ、それを焼却したとかでなかなか今、困難な作業ではあるのですが、大変地道な作業で担当の者が今やっているところです。

それから、現場の責任の問題といいますが、確かに色々なことを聞きますと、住民から、地元の住民から保健所だとか、役場とかに不審なトラックが夜この現場に搬送されているということの情報は何度かあったようです。その情報を受けて、県としましても保健所、あるいは本庁も含めて、夜間監視だとか、定期的な監視とか、そういうことは色々やってきたわけですが、結果的には見つけることが出来なかったと。逆にいうと、非常に巧妙なやり方。夜間監視する段になると、ぴたり搬送のトラックが来ないとか、当時の人からは聞いておりました。

ただ、そういうことが結局は県の責任として非常に問題があったということで、昨年の春に外部の方で検証委員会というものを作りまして、弁護士さんとかそういう方が入って、その委員会の中で色々検討しまして、何人かの職員が行政処分を受けたということはございます。

以上です。

住 民： 平岡の関です。

県の今回のやり方は、まるっきり住民を無視しています。まず最初に、今日の流れでは、もうやることを決めてしまったと。説明をして、納得してもらうんだと。そんなことでやっていけるのですか。まず、ここの地域の方々に、最初に説明してから、納得して初めて入札だとか、会社を決めるというのが、普通ではないですか。それを最初から業者を決めた、後は納得してもらおうと。そういうふうな態度はおかしいじゃないですか。まるっきり県の態度というのは、地域の我々を無視しているやり方で、相当感情的にも、我々は、特にこの地区はゴミの関係で、今まで色々ありましたから、そういうようなことを考えても、やり方がまるっきりおかしいと思っておりますので、やり方を白紙にもどして考えて欲しいと思っております。説明して納得してもらおうということではなく、最初からそのへんはまるっきり決まっていますから、もう1回白紙として考えていただきたいということをお願いしたいと思っております。

住 民： はい、その通りです。

三浦室長： ちょっと申し上げますが、処理先が決まる前というお話ですが、結果的には青森県に1ヵ所しかないということを申し上げましたが、業者が決まる前に説明会というのは、なかなか手順として難しいところがあるという判断をしていたわけです。ただ、13日に契約したわけですが、それから10何日経っているわけですが、そういう意味では非常に遅かったかもしれせん。そういう点は非常に反省、言われて反省もしておりますが、その前に、業者が決まる前というのは、なかなかこれは出来難い部分はあったかと思っております。

住 民： だって1ヵ所しかないんでしょう。決まる前も何もないでしょう。

住 民： いい加減な答弁をしても駄目だよ。

三浦室長： おっしゃる通りそうですが。契約となると、やはり決まってからではないと説明出来ないという判断で、今、申し上げたものであります。

住 民： 私は新城地域に沢山の廃棄物の処理場があるというのも、やっとな頃本当に分かったのですが、しかし、この引き受けたという会社は、私は本当は自動車や何かのあれを解体して、リサイクルする会社だと思ったのです。県とか市は、本当に廃棄処分場として、きちんとした建設の許可をしたのだと思うのですが、我々住民は、全くそれを知らないうちに建てられてしまって、そういう廃棄物が次々に運び込まれるような具合になっているんです。本当は、それを建てる前に、本当は住民の了解を取らなけ

れば駄目なのも、これも本当は違反しているのではないかと思うのです。廃棄物の会社そのものの設立が、我々は全く知らないうちに出来ていて、そしてそれから次々に色んな廃棄物を燃やしていくということ。このこと自体、我々は全然分からなかったのです。

しかし、この会社だって看板掲げて宣伝しているのは、リサイクルですよ。我々は全くそういう会社だとは思ってもいないし、よく考えてみたら、ここの辺りが全部廃棄物の処分場だらけ。これは、是非、我々の運動で止めていく方向にもっていかないと駄目だと思うのですが、勿論、こういうゴミというものは全くゴメンです。以上です。

住 民： 私は新城の山内です。

今までの発言の中でも出ていますが、至って官僚的なやり方というのは、露骨に今日のこの説明の中でも表れていると思うのです。民主主義の根本を忘れて、そしてやってきたところに、今日のこのゴミ処理の問題。しかも、5年以上も前から、この問題が問題になっていたわけでしょう。それを曖昧にして、今日、ここへ処理すると。中間処理場だと。一体これはどういうことですか。国も県も、公衆衛生の向上に努めてということが、義務付けられているのではないですか。それを無視して、しかも事前に調査もしないで、住民の意見を聴かないで、やるという説明だけです。新城の周りを見てみなさいよ。生コンの工場が出来て、もう騒音が凄いです。これは何時許可しましたか。そのほか、天田内の現場もそうです。今問題になっているのは、孫内の地域です。30町分の・・・を買って、そこに廃棄物を捨てるというのです。温泉も建てて、皆さんに環境の良い地域にしてあげたいという説明をして、皆さんはその現場を見ましたか。全部、後で後で、そしてきちんと住民の健康や、あるいは公衆衛生、環境、そういうものをないがしろにしてきているところに根本原因があるのです。そのことに、深く反省もしないで、今、ここで、また突然きて説明で終わるそうです。しかも1時間でしょう。そんな行政に信頼性が持てますか。私は、もう1回根本的に人権精神を皆さんがそれを尊重していく立場にある、最も大事な立場にある一人だと思うのです。それを無視してやってきているところに、今日の現状が表れていると思うのです。

従って、今、そちこちで問題になっていることも、この廃棄物も絶対、私達は認めません。非常に恐ろしいものが、永遠と300キロ超える道を往復するんですよ。150トンの一日の量を持って、ご説明の通り。そんなことが、簡単にここの住民が納得すると思うのですか。一言も住民の意見も聴かないで、説明という格好で押しつけて、これは認めるわけにはいきません。以上。

その点を説明してください。

三浦室長： 色々、廃棄物とか採石場というお話がございました。確かに、この県境の事案だけで申し上げますと、5年前からこういうふうになっていますが、県としても発覚した時点で、警察に告発したり、それから色んな対策は講じてきたつもりです。現状に至ったりいるわけです。そこまで何年か掛かったと。どういう対策があるかということとを専門家の先生方に聞きながら、今まで色々やってきた結果で、少し時間が掛かったということは否めない事実です。

ただそれを、そこへ放置しておくことは出来ないわけですし、何かの方法で何処かへ中間処理をしなければならないということ、これもまたやらなければならないことであるわけですので、その場所が青森市の鶴ヶ坂の地区であるということで、1ヵ所しかないということで、現時点では止む無くそういう選択にしましたということとでございます。

住 民： もっと大きな立場で、国と県が、そして市なども入って、今後の将来の環境問題、いわゆるこの廃棄問題も考えていく必要があるのではないかと。そのために、もっと早くに手を打って、そういう施設を国の規模で、県の規模で設置するということが必要であったのではないかと思うのです。

しかも、冒頭おっしゃったように、日本一の廃棄物ですよ。それを怠慢してきたわけでしょう。見逃したんでしょ。住民から要望が出ていても、それをすぐに調査もしなかった。そういうことがズルズルとやってきた。そして今になって、5年後になって、今、急にということですから、大変な怠慢ですよ。

三浦室長： この事案だけではないのですが、こういう大規模な不法投棄の事案については、国も漸く去年腰を上げまして、広域的な面での整備にあたって、特別な法律を作って支援をしていくということは決まっているわけです。そういう意味では、国の後押しがあって、県が事業主体となって、この事案を処理していくということにはなっております。

ただ、おっしゃるように、もっと早くに説明とか、そういうことは確かにおっしゃる通りかもしれませんが、はっきり申し上げまして、場所が決まるのがつい先般であったということが、大きなネックがあったわけですし、そういう意味で、皆さんへのご説明が遅れたことは、今、深く反省しております。

住 民： 私達は認めません！

住 民： 館田るみ子といいます。2点質問したいと思います。

先ほどから、皆さんからも出ていました、室長さんのご答弁では、県内ではここよりないから仕方がないというお話ですが、だからと言って、住民の皆さんに事前に相

談もなく契約してしまったということは、大変問題だと思います。やはりこれは、皆さんが反対ということであれば、白紙撤回すべきだと思います。その考えはないのでしょうか。

それから、R E Rという施設が出来て、何年か経ちましたが、この間に何度か爆発を起こしているという話を聞きました。先ほどの説明で、今度持ってくるゴミも、色んなものが入っていると。中に何が入っているか分からないというような説明がありました。こういうものをR E Rの施設で燃やすということになりますと、また爆発事故が何回も起きるのではないとか大変心配になります。そして、暫く修理したりするのに期間が掛かると思うのですが、その間に運び込まれてきた不法投棄された汚物等は、何処に保管しておくのですか。そうした場合、一時ストップさせるつもりなのですか。そのへんをお聞かせください。

山田副参事： 施設の爆発というお話がありましたが、過去にあったかどうか、私はちょっと分からないのですが。もしこれから運び込みをしている段階で故障したということがあれば、その段階で搬入は止めます。当然、現場はそのままにしておきます。もし運び込んできたもので、処理出来ないものがあれば、それはまた戻ることになると思います。

それから、R E Rさんの方でも、このゴミを試験的に処理してみたいと、本格的にやる前に、そういう計画もあります。

住 民： 爆発したことも分からないのか。

長谷工場長： ここで始めて3年になりますが、爆発という事故は一切起きておりませんし、火災事故も起こっておりません。

あそこで排出している排ガス等については、国としての基準がありまして、年に、排ガスについては2ヶ月に1回とっているということ。

それからダイオキシンについては年2回とっていると、それは全てクリアしておりますし、爆発というのは、今初めて聞いたものです。

住 民： それからも一つ質問です。基本的にあそこではリサイクルということはやっていないのですか。

長谷工場長： リサイクルになっていると思う。

今までですと、いわゆる車をシュレッターかんを破碎した後に入れた、いわゆるシュレッターダストと言われるものですが、それは全て埋立てに回していたのです。それを今焼却しているのですが。いわゆるシュレッターダストの中にも、色んなアル

ミとか鉄とか銅などが含まれていまして、それらを全て回収しています。

出た排ガス、灰についても全て回収しておりまして、それから重金属を回収するか、リサイクル率はほぼ100%になっていると思います。

住 民： 今のゴミもリサイクルするという意味ですよね。

長谷工場長： 回収出来るものは、金属とかそういう有効に回収出来るものは回収していこうと思っております。

住 民： 私は有馬といいます。

今、施設が幾つかありますが、ここはまともに今お叱りをうけて、・・・少なからずも影響していると思います。というのは、今施設をやっている所の立木を見てください。立木は、もう枯れているんです。そして、その立木の枯れていないものの所では、育成が止まっている状態です。葉っぱが丸くなったり。そうすれば、少なくとも人体に影響があるということです。そして、この新聞を見ますと、20日から始動しますということですね。これは結局、試行してみて駄目だったら中止するわけでしょう。そうすれば、ここにおいて、私達は余り分からない、検査する機械。だからそういうものも結局一般住民が検査として立ち会うとか、そういうこともしなければならぬと思います。

立木がそういうふうになっているということは、今回のこれをまた実施すれば、必ずや人体に影響があるのです。そうではないですか。だから、そのへんをちゃんと調査してやらないと、皆さんに迷惑を掛けるし、もし、これが人体に影響があって、障害者が出るとすれば、誰が責任を持つのですか。保障はどういうふうになるのですか。そこまで考えて進めなければ、やっぱり駄目なのさ。何も今までそういう説明はないでしょう。

住 民： ちゃんと説明して。

山田副参事： 今、立木が枯れているという話ですが、先ほど、工場長さんからの話がありましたが、煤煙、この検査は毎年定期的にやっています。硫黄酸化物とか、窒素酸化物とか、硫化水素とか、こういうものを測っています。

それから県の方でも、立ち入りで測っています。これは今でも記録をとっておりますが、現在の所、法律をクリアしています。

それから戸門の小学校の所で、県の方で毎年4回、ダイオキシンの調査をしております。これも基準をクリアしています。そういう化学的なことについては調査しております。

住 民： 調査しているのは貴方達の方だけじゃないですか。地元の人を入れていないんですか。

住 民： だから、毎日来てきちんとやるのであれば別けども、ある日、特定の日であれば、幾らでもごまかしようはありますよ。色んな水質の検査でも、色々、ごまかそうと思えば、ごまかせますよ。

山田副参事： この調査自体は、国が認めた分析機関がやっております。それから県自体も立ち入り調査、そういう形でやっています。

住 民： 年何回やっているんですか。

事務局： ダイオキシンについては年2回です。

住 民： たった2回でしょう。

事務局： それから排ガスについては、

住 民： 毎日、毎日やる必要がある。

事務局： データは、全て出ている排ガスについてのデータはないです。

住 民： だから毎日、きちんと測定、第3者が測定しないと意味がない。

住 民： さっきの説明の問題、片付いていないよ。

山田副参事： 責任の問題、健康被害とかあったわけですか。結局、最終的には因果関係といたしますか、どこの物で健康被害が起きたかという、その調査の結果、どことこの工場のものが煤煙で被害が起きたということであれば、当然、事業主が責任を持つのではないですか。

住 民： だから私が言っているのは、人間の方にいってしまえばそうなるけども、農作物が枯れただとか、育成が止まったとか、そういうものの保証はどういうふう考えているのですか。

山田副参事： それもやはり、人の健康被害と同じ、それによって農作物が枯れた、木が枯れた、生育しない、その原因がどここの工場のものだと。どここの排水である、煤煙であるということであれば、当然そこの責任になると思います。

住 民： それを立証するのは誰ですか。住民ですか？県がやってくれるのですか？

住 民： 何処がやるんですか。

山田副参事： 一般的な話ですか。

住 民： 一般的に、木が枯れたとか何とかというのは、健康被害とか、きちんと県で調査するんですか。住民が訴えないとやらないということですか。県がやるのですか。

山田副参事： 今までの色々な行政の中で、そういう色々な問題がおきてくると、そういう調査を県がやることになりますよね。

住 民： だから今度の場合でも、私は絶対反対だけでも、県が主体的にきちんと調査するのであるかどうかは、基本的に大変大事なことですから。

山田副参事： 確かに、農業被害、農作物の被害とか健康被害、因果関係は非常に調査が難しい。被害者が自分でやるというのは、非常に難しいということがあります。そういう中で、公害調停委員会とかそういう制度もありますし、これまでの行政の中でも、そういう被害がおきてくれば、行政が調査するというのも今までありました。やはりその事情によっては、そういうこともあるし、公害調停委員会とか、そういうものを使って原因をつき止めるということもあると思います。

住 民： 健康被害の話が出たけども、まずそこで働いた人間が体が悪いということであらう。言って業者の連中と取り引きをしているんだよ。お金で。それをお前達覚えているのか。

山田副参事： 分かりません。知りません。

住 民： 調べてくれ。

山田副参事： それは具体的にどここの会社というんですか。私共は、実はやっている仕事が、県境の廃棄物、あそこの廃棄物の処理だけの仕事なんですよ。



住 民： 仕事って言っても、そういう業者にゴミを任せられない。裏でそういうことをやっているんだ。

住 民： 一杯問題が、ゴミ処理する所一杯あるのさ。分からない人いない。だから言っているわけ。ここの地区だけ何でこんなに悪い物ばかり持ってきて、そしてそういうデータがありませんとは、無責任じゃないかな。

住 民： それから、鶴ヶ坂と戸門、お前達・・・しないで業者にやるんだって、ホテルで。全部調べたよ、この間俺が行ってから。県庁に行ってから。町会長に皆会ってきた俺は。

住 民： 私は前田と申します。3点質問させていただきます。

1つは、ここは中間処理施設ということですが、多分、施設の内容からいえば、焼却ということになると思いますが、焼却灰が出てくるはずですが、その最終処分は何処でやることに決めたのでしょうか。中間処理ですから、必ずその中間処理した残り、残さが出てくるはずですね。その処分地は何処に決めているのか、それがまず1つ。

それから、先ほど工場長さんが爆発した事実はないとおっしゃっていますが、あそこの焼却場は、最初に手掛けたのは、秋元組という所がやっていたわけで、その秋元組が手掛けて焼却場を作って、その施設の釜が爆発して、何回も修理して、段々、工場がどんどん大きくなって行って、それで秋元組の手に負えなくなって、今の業者が引き受けてやっているという状況のはずです。

ですから、過去にはあったわけです。今の業者になってからは無かったかもしれないけども、秋元組がやって、作って、何回もやり直ししているわけですよ。だから、そういう施設で本当に大丈夫なのかと。全く実験施設みたいなものを作っている状態で、本当に完成された焼却場として、完成されたものを持ってきて作ったという施設ではないわけです。そんなものを信用して良いのかということが2つ目。

それから、今の業者が主体でやっている業者は、過去に弘前市が回収した資源ゴミ、それを有価の資源を取り出した処分を委託して引き受けて、それで弘前市が持ち込んだ廃棄物をそこから有価物を全部取り除いた残さは、弘前市の最終処分場に戻すということをやっていたわけですが、弘前市が持ち込んだ数量よりも多い残さを弘前市の最終処分に持ち込んだ、というようなことをやっていた、非常に問題がある業者です。そういう業者は信用出来るのかと。この3点ですね。よく県で調査して、そういうような過去のある業者であることを知っている上で契約したのかと。そういうことは大変問題だと思いますから、是非回答してください。

住 民： そこまできちんと調査してあると思うけどね。

山田副参事： 中間処理、これは溶融施設と言っていますが、当然、溶融スラム、溶融肥培土という形で残りものが出ますが、先ほど工場長さんからのお話があった、溶融スラムについては、ルマン剤としてリサイクルに回していると。それから、溶融肥培については、これは金属を溶かすために八戸の施設の方に委託して、金属などを取り出しているということで聞いています。

そういう意味では、先ほど工場長さんが言うておりましたが、殆ど100%に近い形でリサイクルしているということです。

それからこの施設は、元々秋元組さんが作って何か色々あったようなお話ですが、私はそのへんは分かりませんが、今の段階では、シュレッターダストなど、それから汚泥などを抜いて、問題なくこなしている、溶融していると理解しております。

ただ、今の現場のR E Rさんの方では、一日に何10トンか持ってきて、試験的に溶融してみたいという計画があります。

弘前の話ですが、私も全くそういう経緯が分かりませんが、それがどういうふうな問題なのか、要するに今お聞きした話の中では、弘前市さんから受け入れたゴミ以上の残さを最終処分場にもっていく。それは、

住 民： 東奥日報でも発表されていますよ。

山田副参事： いつころなんでしょうか。

住 民： もう数年前ですから、ちょっと年数は分かりませんが、新聞にちゃんと掲載されました。

山田副参事： すいません、私はそのへんは気が付かなかったのですが。そのへんはどういう経緯なのか調べてみたいと思います。問題のある行為なのか、そういうものを調べてみたいと思います。

住 民： 問題はあるでしょう。委託した数量よりも多い数量を残さとして戻すとは、有り得ないことですよ。そういうことを平気でやっている業者だということですよ。

山田副参事： それはちょっと。

住 民： だから信用出来るのかということです。

山田副参事： それは調査します。

住 民： 色々意見が出て、何かつまらないことを聞くなんて言われるかもしれませんが。今、県の試算で、処理するための費用、これはどの程度なのですか。

それから、前に新聞に出た記憶があるんですが、現地で処理する対策を考えているよ、ということが出ましたよね。その後どうなっているのか。現地で処理出来ないから、ここまで155キロの旅をして持ってくるのかどうか。

それから現地で処理する施設を建設とするならば、どの程度の費用になるのか。と同時に、155キロ延々と旅してくるその経費の比較においてどうなのか。それを聞かせてもらいたいのですか。

山田副参事： 処理費用の問題とか、現地処理施設の問題の話ですが、これは事業費ですね。推定ということで今やっていますが、全体の事業費として440億円です。その100億円くらいは、壁を作るものとか、水処理施設に使います。実際の処理費用、運搬とか、溶融とか、焼却処理、これに大体300億円くらいと計算しています。ただこれは、これから色々な施設が出来ていって、処理する施設の方で値段の交渉次第では費用が落ちていく可能性は十分あります。

現地処理施設の話ですが、現地処理施設を作るとしますと、単純に炉だけを作るだけで、処理1トンあたり7千万円。ですから、あそこの物を片付けるとしますと、60万ほどですから、60万をかけますと400億円くらい、炉を作るだけで。当然、炉を作るためには、色んなものを整備しなければならないですよ。電気の問題もありますし、水も問題もありますから。そういうものを見ますと500億円は超えるかと思えます。その上更に、建設費にまずそのくらい、500億円は掛かっています。それから更に処理するためには、油を使ったりしますので、更に処理費用なり維持費がかかるということになります。

それから現地処理施設に対する費用が掛かるということは、県としては作れないということで説明しておりますが、先ほどから言っていますが、八戸市内の施設に改修してもらって、何と協力してもらいたいという話もありますし、一部、今、業界の中で産業廃棄物業界の中で、八戸とかに炉を作りたいという話も出ております。

住 民： 結局は、そうすると前に報道された現地処理施設ということについては、全然県は考えていませんよ、ということですね、現時点では。

それからもう1つ。業者が施設を拡充する、整備するというお話ですが、その場合に、やはり許可基準というものがあると思うのだけでも、そのへんを全部クリアした段階でということになるわけですね。そうすると、大体、年数にしてどの程度が予想されるのか。何が何でも新城の鶴ヶ坂でなければならないということではないような

答弁のように受け止められるのですが、そのへんはどうなのですか。

山田副参事： 今言ったのは、一つは八戸地域に既にメーカー、元々廃棄物を処理する専用ではないのですが、使える所があります。そのためには、空いている炉も改修しなければならないということになります。更に、廃棄物処理法の許可も取らなければならないということで、今色々業者の方が進めています、もしも順調に進めば、今年度中、年度末には一部受け入れ可能かなと。遅くとも来年度からは受け入れ可能という話が進んでおります。

それから、全く新たに炉を作るということになると、かなり手間が掛かってきます。例えば、100トン未満と100トン以上で作るんですが、100トン以上になると、100トン以上の炉を作るとなりまして、環境アセスメントとか、住民に説明などがありますので、結構時間が掛かりますが、100トン未満であれば、環境アセスメントという、大規模なアセスメントは必要ないですから、そういう意味では何年かですと出来ると思っております。

我々は19年度から本格的な撤去、大規模な撤去を始めていきますが、その19年度からの撤去を見据えて、そういう処理施設を作りたいと。ある程度作りたいということの動きは聞いております。

住 民： ここでは150トンも毎日運ぶんですよ。あなた達の説明だと。環境アセスメントが適用しないのですか。

山田副参事： 炉を作る時、新たに炉を作る時は100トン、1日の処理能力が100トン以上のものを作るとすれば環境アセスメントが必要になります。

住 民： それで処理出来ますか、今。

山田副参事： 処理出来ません。

住 民： 説明会で住民の意見を聞いて、とてもこの状況で計画とおりに進めるというのは、私とすれば出来ないと思うのですが、この状況で予定とおりに事業を進めることは、果してどうなのかなと。もっと説明をして納得してもらわなければ、計画を進めることが出来ないと思うのですが、この点を答えていただきたいと思っております。

三浦室長： おっしゃるとおり、色んなご意見を承っております。この事業、皆さんからのお立場からするとまた全然違った意見になるわけですが、非常に切迫した事案でもあるということで、今、こういう対応をしようとしているわけです。ご意見を十分お伺いし

ながら、県の計画、できればこのまま前進していきたいと考えております。

ただ、そのためには色んな説明、これは徹底してやっていかなければならないとは、おっしゃるとおりのことだと思います。

住 民： 質問します。もう一度確認したいことが3つくらいあります。

1つは、他県の色んなゴミを、こういう廃棄物を県内に持ち込んで処分するという事は、県としては基本的にはやらないという原則はあるのですか、それが1つ、確認しておきたい。先ほどは、県外のゴミはなるべく入れないようにするというようなことを話していましたが、基本的な原則として、県外のゴミをどんどん引き受けてくるということはないと思うのですが、基本的な姿勢というか、それをまず1つは確認したいということ。

2番目に、今、関さんも言ったけども、私はこの後、是非、ここの新城の全町会の反対というか、本当は住民投票が一番良いと思うのですが、住民投票というのは、県や何か条例を設けてやるということは殆ど不可能だと思うので、住民の全体の意思というのは、やはり全町会が反対すれば、これは反対しているということに私はなるのではないかと。私は、この後、新城地域の全町会長さんをお願いしたいと思うのですが、一致して反対の要請をきちんとして、県に挙げていただいて、その時県では、それをどういう具合に、民主的に受け止めるのか。どういう機関で諮って返答されるのかという。例えば、私は新城地域の殆どの全町会長さんは反対だと思うのです。だから、そういうものを県に挙げた時に、県ではどのような手続きで検討して、止めるとか、そういう検討が出来るのかどうか。全く、しないというのであれば、どういう機関で諮って、どういう手続きで進めていくのかということをもう少し具体的に明らかにして欲しいと思う。新城地域の全町会が反対の場合、どういう手続きで、どういう具合に環境の今の田子のゴミをどういう具合に処分するのか、反対の意思を検討していつくれるのかということ。それを是非、きちんと手続きを明らかにして欲しいと思います。

市が来ているので、市の環境政策が基本的に全住民が反対の時、県にどういう具合に意見を申し出るのか。そして、それをどういう具合に反映させるようにしているのかということを確認させていただきたいと思います。

以上です。県と市に対する質問になりますが、3点を是非回答していただきたいと思います。

山田副参事： 1番目の県外の廃棄物、これについては、環境生活部という所ですが、原則的には県外の産業廃棄物は受け入れとありますが、リサイクル目的とかの場合は受け入れる基本がありまして、実際に条例も作って、県外産廃を持ち込んで時には、協力金とかを貰うとか。その前に事前協議をします。事前協議をして、リサイクル目的であれ

ば良いとか。その場合でも協力金を貰うとか。そういうことで、基本的には県外の産業廃棄物は受け入れないという。そういう認識ではあると思います。

三浦室長： 今の補足ですが。田子町の現地に溶融炉云々というお話、確かに要望があったわけですが、この田子の事案、これは10年でやらなければならない、法律上、特別措置法というのが出来まして、15年度から24年度までと。その間、国の大きな補助があることになっているわけですが、それが過ぎた後、つまり田子町の廃棄物が無くなった後、そういう作った施設はどうするかという問題もあるわけです。民間がもしそういう炉を作った場合、自然的に採算性からいくと県外からゴミが集まってくるというようなことも考えられるわけですから、県としてはもちろん、そういう溶融炉は作らないんだと。色んなニンニクとか、牛肉のブランドもありますので、それらに影響もあるということで、そういう説明をしてきたわけです。

それから、住民の皆さんの要望というお話ですが、これは、一般論から、この事案ということではなく一般論で申し上げますと、例えば陳情書とか要望書というやり方もあります。これは知事に出すなり、あるいは県議会に出すなりとか、色々大きく分けた2通りあるかと思います。それは出された時点で、検討、処理していくことになるかと思っています。

住 民： 市の方はどうなんでしょうか。

青森市： 市の方では、業者が決まった後に県の方から助役の段階で説明を聞いております。その際に県の方にお話しておりますのは、やはり安全性が確保されるのが一番大事だということで、住民の理解を得ながら、慎重に注意深く対応していった欲しいということでお話をしているところです。

住 民： 安全性だけか？

住 民： 穴水です。今回、説明会を開いてもらうためにお願いに行った者ですが、先ほどから話を聞いていますが、要するに手続きとして陳情書ないし要望書、これを作成しないと県では地域の意見は認めない。今回の説明会の中で、殆どの方が反対のことを言っているわけです。嫌だということをやっているわけです。それに対して、その考えは聞かないと。それを文章にして持ってきて下さいと。そういう意味合いのことをおっしゃっているわけですか。

三浦室長： どういう手続きがあるかと聞かれましたので、一般論としてそういうやり方があると申し上げただけです。これは普通、色んな事例であるということで、手続きとして

はそういうふうなことがあると。そういうご質問でしたから。今回の事案に限って、皆さんから色んな反対のご意見があることは、重く受け取らなければ駄目ですし、これは持ち帰って上司に報告しなければなりません。無視するとか、そういうことは考えておりません。書かないと駄目だとか、そういうことを申し上げたつもりはありません。手続きとして、こういうことがあるということだけ、聞かれましたので申し上げます。

住 民： ですから、今回の説明会の状況を見て、必要なものはどういうふうに捉えますか。

三浦室長： 地元の皆様のこういう施設が近くにあるというお立場でのご意見として伺ったつもりであります。さっき申し上げたように、非常に反対のご意見が多いということは、非常に重く、それは受け止めなければなりません。また一方では、田子町の廃棄物をどう処理していけば良いかという、大きな問題もありますので、そういうふうな中で考えていかなければならないと思っております。

住 民： 具体的に、皆にわかるように。まず、試行がある。試行する前にもう1回説明会を開いて、その上で、ということを考えていますか。それとも、試行していってしまうと。住民が何を言ってもやっていっちゃうんだという、そういうことですか。

三浦室長： これは、無視だけではないのですが、今、県としてもこういう事案の作業と申しますか、初めてのことでありますので、詳しい、色んなマニュアルを作っておりまして、案ですが。そのマニュアルというのは、頭の中で考えたことですから、例えば実践して、廃棄物の積み込みから中間処理まで、実践してみ、それでまた色んなマニュアルの不具合のものがあれば直していかなければならないということで、マニュアルは頭で書いたもの。実際運行して、実践してみ、色んな検証をして、それを

住 民： 今、私が言っているのは、要するに今、皆が反対であると。賛成している人はいませんね。その中で、試行するのかどうかです。やるのかどうかです。

三浦室長： これは、時期をみて、試し、いわゆる試しですね。いきなり本番ということにはなかなかこれは難しいことですから、試してみたいなことはやらせていただきたいと思っております。

住 民： 説明会の内容を聞いた上で、やると、そういうことですね。やっちゃうということですね。

三浦室長： ですから、今日のご意見は持ち帰って、これは報告しなければなりませんし、その結果、またどういう結論が出るかということはあると思いますが、現時点では、出来るだけ早く試行を終わらせてみたいと。ただ、皆様のご意見は十分重く受け止めていきたいと思っております。

住 民： だから、試行する時に説明するのかどうかですよ。皆の同意を、了解を得た上でやるのかどうかということを知っているわけです。

三浦室長： この搬送を含めた、主に搬送のことだと思うのですが。処理の問題、搬送と処理の問題になるわけですが、それはやはり色々な問題点、不安な点とか、こういう所が、さっき色々出た爆発の問題とか、施設の安全性とか、そういうお話が出たわけですが、県としては施設の問題については、全く問題がないということで、それは色々な許可をとっていること。3年とはいえ、実績としては今まで事故もなかったというふうに聞いておりますし、その通りだと思いますが。それ以前の問題はともかく、今の施設になってから。そういう問題はクリアしていると思いますが、それ以外の住民の皆様のご意見、これは何度も繰り返し申し上げますが、重く受け止めなければならないし、尊重する部分もこれは当然必要だと思います。そのへんは、おっしゃる通りだと思いますから、それと試行とどう結び付けるかというのは、これはなかなか難しい問題ですが、県としてはなるべく早く、この作業を進めたいということがありますが。

住 民： 地元はどうでもいいのか！

三浦室長： そういうことは言っておりません。

住 民： 田子は大きな問題だ。じゃ地元は、この新城はどうなんだ。

三浦室長： もちろん、同じ青森県民として、同じ考えにならなければなりませんので、ただそのへんの何と言いますか、

住 民： 話聞いて、やるか、やらないか。そこまで戻らなければ駄目だ。

三浦室長： それは十分、ご意見として受け止めておきます。ご意見だと思います。

住 民： 先ほど、青森市の方から、住民の合意を得ながらやるようにというような意見を申したということですが、合意していないんですよ、皆さん。だから合意を得て進める



べきだし、その考えがあるのですか。合意を得なくてもやるのですか。

三浦室長： 今日の説明会が一つの始まりだと思っておりますので、合意といいますか、ご理解は頂いて、これを進めていかなければならないと。

住 民： （一斉発言）皆、反対するんだ。

皆さんが反対だと言えば、やらないんですね。皆さんが反対だと言えば、白紙撤回するということですよ。

三浦室長： それは、私の立場では申し上げられません。それは持ち帰って報告しなければなりません。

住 民： あんたは何にしに来たんだ。

三浦室長： 皆さんのご意見を聞いて、これはお伺いしましたので、これは持ち帰ってまた報告して、それなりの対処方法を申し上げなければならないと思います。

住 民： それでもするんでしょう。

三浦室長： いつやるかということは、まだ決めておりませんので、それは手順というものがあるかと思います。

契約はしましたが、日時はこれからということになります。

住 民： 住民が反対しても必ずそれは実行するのですか。

三浦室長： 反対のご意見がなくなるように、これは

住 民： 皆反対だね。それでもやるんですか。

三浦室長： 反対のご意見がないように、我々は一生懸命説明しなければならないと思います。

住 民： それを聞いているんじゃないよ。皆反対だよ。

住 民： 新城の人、皆反対だよ。ゴミ持って来るのは。新城の地域に行ってみる。年いった人もみんな反対してるよ。あんたらも新城に住んでみなさい。

住 民： ちょっと申し訳ないけども、業者がおかしいんだよな。私はこの間、鶴ヶ坂の所の町会長と会ってきたよ。煙突を長くしたから、お前達の所は良いよと。新城はどうするんだ。長くなればなるほど、

住 民： それで県は知らないふりか。ある所にお金まいて、（一斉発言。）そういう業者に任せられるものではない。

住 民： ある人に金まいて、毎年金まいているんだよ。それで地元には全然、ご迷惑かけたという挨拶もない。皆反対だよ。

住 民： 業者が大体、煙突長くしたからって、長くすればするほどこっちに来る。

住 民： 年間100万もある・・・

住 民： とにかく反対なんだ皆。現地で処理すれば良いんだ、現地で。何百万かかっても。冗談じゃない。

住 民： 440億円もかかることをやるわけだから、これは大責任だ。これは財政やめなければならぬ。私達の税金でやるんでしょ、これは。

住 民： これ、始まる前に新城に・・・

住 民： 現地処理が最も合理的だと思いますよ。国や県というのは、金の